

# 我孫子市水道事業ビジョン等策定業務委託

## 要　求　水　準　書

令和7年12月

我孫子市水道局

## 1. 目的

我孫子市水道局（以下「局」という）の水道事業は、昭和43年に通水を開始し都市化の進展による急激な人口の増加等に対応すべく4回の拡張事業を実施してきたが、近年では人口減少などに起因する水需要の減少や頻発する自然災害への対応等、水道事業を取り巻く環境が大きく変化している。そこで、耐用年数を迎える施設の更新及び管路の耐震化に備える必要があるが、財政面や今後の浄水場について新たな視点での計画的な事業運営の必要性が生じている。

また、平成31年3月に我孫子市水道事業ビジョンを策定し施策・目標設定期間を令和10年度までとしていることから、これまでの6年間の進捗状況及びその効果を評価し改善点などを検証する必要がある。

以上のことから、将来を見据えた安定的かつ持続的な水道事業を運営するための方針を定め、方針に基づいた施設再構築構想の策定、アセットマネジメントの検討及び料金適正化計画の策定などを目的とする。

## 2. 事業名

我孫子市水道事業ビジョン等策定業務委託

## 3. 業務期間

令和8年4月1日から令和10年9月30日までとする。なお、計画ごとの業務期間は下記のとおりとする。

計画名	各業務期間(参考)
(現行) 我孫子市水道事業ビジョンのフォローアップ	令和8年4月1日～令和8年7月31日
浄水場施設適正規模及び施設再構築構想(案)の策定	令和8年4月1日～令和9年3月31日
アセットマネジメントの検討	令和8年4月1日～令和9年3月31日
施設再構築構想の策定	令和8年4月1日～令和9年3月31日
(新規) 我孫子市水道事業ビジョン(経営戦略含む)策定	令和8年8月1日～令和10年3月31日
施設整備計画策定	令和9年4月1日～令和9年9月30日
料金適正化計画の策定	令和9年10月1日～令和10年3月31日
その他(簡易な修正、成果品整理など)	令和10年4月1日～令和10年9月30日

※契約締結日の翌日から令和8年4月1日までは業務準備期間とする。

※アセットマネジメントの検討結果、施設再構築構想及び(新規)我孫子市水道事業ビジョンを基に、施設整備計画を策定すること。ただし、(新規)我孫子市水道事業ビジョンを策定するにあたり施設整備計画と合わせて実施した方が良いと受注者が判断した場合はこの限りでは無い。また、上記各業務の期間は目安とし受注者の判断において期間を定めること。ただし、業務期間の始期(令和8年4月1日)及び全業務の終期(令和10年3月31日)の変更は認めないこととし、業務期間の終期の変更は局との協議による。ただし、簡易な修正および成果品の整理は令和10年4月1日以降でも可とする。

## 4. 対象区域

本業務の対象区域は、我孫子市水道事業給水区域全域(茨城県取手市小堀を含む)とする。

## 5. 支払い

ア 本事業の支払い回数は3回までとする。

イ 支払い時期は、令和8年度末、令和9年度末及び引渡し(業務完了)時とする。ただし、令和8年度末及び令和9年度末については受注者からの請求があった場合のみとし、請求時点までの成果について局の検査を受け、合格した場合に限る。成果の内容については、局と協議を行い決定するものとする。

ウ 受注者が請求できる部分は、各年度の業務が終了したまでの内容とし局との協議による。また、請求額については、プロポーザル時の各年度の提案上限金額を基に局で算出し受注者へ通知するまたは、各年度に受注者が実施した業務日数を本事業の総業務日数で除した値に委託金額を乗じた額までとする。ただし、局で算出した額に疑義がある場合は局との協議による。

- エ 受注者が引渡し時に請求できる額は、委託金額より各年度に支払った額を控除した額とする。
- オ 受注者は、各年度末の業務終了部分の額を請求する場合は各年度の3月上旬までに検査願(任意様式)を提出し各年度の業務履行状況について局の確認を受けること。
- カ 受注者は、業務が完了し引渡しを行う場合は令和10年9月上旬までに完了検査願(任意様式)を提出し、成果品をもって局の確認を受けること。

## 6. 配置技術者等

### (1) 管理技術者

- ア 管理技術者は技術士(「上下水道部門：上水道及び工業用水道」または、「総合技術監理部門：上水道及び工業用水道」)の資格を有する技術者を配置すること。
- イ 管理技術者は代表者または社員とする。
- ウ 管理技術者は業務の管理及び統括等を行い、局との打合せには必ず出席すること。ただし、打合せへの出席については、受注者から事前に申し出があり局が認めた場合はこの限りでは無い。

### (2) 照査技術者

- ア 照査技術者は技術士(「上下水道部門：上水道及び工業用水道」または、「総合技術監理部門：上水道及び工業用水道」)の資格を有する技術者を配置すること。
- イ 照査技術者は代表者または社員とする。
- ウ 照査技術者は、局へ提出する成果品の内容について技術上の照査を行い成果品引渡し時に局へ内容を説明すること。
- エ その他、局が照査技術者の内容確認が必要と判断した書類について内容を確認すること。

### (3) 担当技術者

- ア 担当技術者は、上水道事業の新設、規模適正化または再構築に関する計画の策定及びアセットマネジメントに関する業務、基本計画、耐震化計画、水道事業ビジョンまたは経営戦略の策定もしくは料金の適正化に関する業務のいずれかの実績があるものを配置すること。
- イ 担当技術者は代表者または社員とする。
- ウ 担当技術者は、本業務を行う中心となるため、浄水場施設適正規模及び施設再構築構想業務、アセットマネジメントの検討業務、施設再構築構想策定業務、(新規)水道事業ビジョン策定業務(フォローアップ含む)、施設整備計画策定業務(水道施設における建築、土木工作物、機械設備、電気設備、計装設備、管路及び井戸の担当者をそれぞれ1名(兼務可)以上配置)、及び料金適正化計画策定業務の担当者をそれぞれ1名(兼務可)以上配置すること。
- エ 局との打合せには、打合せ内容に応じて各担当技術者が出席すること。

### (4) その他

- ア 管理技術者と照査技術者との兼務は、不可とする。
- イ 管理技術者と担当技術者との兼務は、可とする。
- ウ 照査技術者と担当技術者との兼務は、不可とする。

## 7. 水源

我孫子市の水道水源は、河川水(約80%)と地下水(約20%)で賄っている。河川水については、利根川水系江戸川の表流水を北千葉広域水道企業団にて浄水処理を行い受水しており、地下水については、深井戸(220m)から汲み上げている。

## 8. 浄水場概要

### (1) 妻子原浄水場

- ア 净水池：容量 2,744 m<sup>3</sup>、構造 RC造
- イ 配水池：容量 7,300 m<sup>3</sup> × 1池、構造 丸形PC造
- ウ 受水量：20,500 m<sup>3</sup>/日(左記水量のうち4,400 m<sup>3</sup>/日を湖北台浄水場へ送水)
- エ 非常用発電設備：三相交流同期発電機 625 kVA × 1台
- オ 施設能力：21,900 m<sup>3</sup>/日
- カ 給水開始年月：昭和55年6月

### (2) 湖北台浄水場

- ア　浄水設備：着水井：容量 296m<sup>3</sup>×2池、構造 RC造  
 塩素注入設備：貯留槽 4.0m<sup>3</sup>×2基  
 高度浄水処理設備：一式
- イ　配水池：2, 140m<sup>3</sup>×2池、3, 100m<sup>3</sup>×1池  
 ウ　受水量：4, 400m<sup>3</sup>/日（妻子原浄水場より受水）  
 エ　非常用発電設備：三相交流同期発電機 1, 000kVA×1台  
 オ　施設能力：24, 000m<sup>3</sup>/日  
 カ　給水開始年月：昭和43年10月  
 キ　その他：太陽光発電設備（PPA）導入（導入期間：令和7年4月～令和27年3月）

(3) 久寺家浄水場

- ア　配水池：容量 5, 770m<sup>3</sup>×1池、構造 丸形PC造  
 イ　受水量：16, 100m<sup>3</sup>/日  
 ウ　非常用発電設備：三相交流同期発電機 750kVA×1台  
 エ　施設能力：14, 500m<sup>3</sup>/日  
 オ　給水開始年月：昭和52年4月

## 9. 井戸概要

自己水源として、湖北台浄水場に13本の深井戸が整備されており、そのうち3本は予備水源である。

井戸	規制用水量
第1号水源	1, 900m <sup>3</sup> /日
第2号水源	1, 900m <sup>3</sup> /日
第3号水源	1, 600m <sup>3</sup> /日
第4号水源	1, 900m <sup>3</sup> /日
第5号水源	1, 950m <sup>3</sup> /日
第6号水源	1, 900m <sup>3</sup> /日
第7号水源	1, 850m <sup>3</sup> /日
第8号水源	2, 200m <sup>3</sup> /日
第9号水源	2, 200m <sup>3</sup> /日
第11号水源	2, 200m <sup>3</sup> /日
合計	19, 600m <sup>3</sup> /日

## 10. 取水量・浄水量・受水量及び配水量

(令和6年度実績)

令和6年度 取水量・浄水量・受水量及び配水量実績報告書											
	取水・浄水量(地下水) m <sup>3</sup>		北千葉受水量				取水・受水・浄水量		今年度配水量m <sup>3</sup>	前年度配水量m <sup>3</sup>	一日最大 m <sup>3</sup>
	取水量	浄水量	妻子原受水量	うち湖北台送水量	久寺家受水量	北千葉受水合計	取水量	浄水量			
	A	B	D	E	F	D+F	A+D+F	B+D+F			
4月	151,823	144,841	561,110	(252,840)	346,364	907,474	1,059,297	1,052,315	1,059,655	1,054,725	37,764(14日、日) 37,792(14日、日)
5月	148,109	140,601	581,140	(267,660)	358,909	940,049	1,088,158	1,080,650	1,086,660	1,089,118	36,658(26日、日) 36,628(26日、日)
6月	142,849	134,694	567,490	(262,340)	347,888	915,378	1,058,227	1,050,072	1,056,016	1,058,978	36,661(19日、水) 36,532(19日、水)
7月	132,030	123,497	599,070	(283,480)	364,476	963,546	1,095,576	1,087,043	1,092,532	1,114,225	36,876(7日、日) 37,337(7日、日)
8月	137,169	129,737	577,390	(266,130)	354,025	931,415	1,068,584	1,061,152	1,066,343	1,074,747	37,057(3日、土) 36,864(4日、日)
9月	145,412	136,974	552,470	(249,730)	341,319	893,789	1,039,201	1,030,763	1,036,267	1,035,910	35,971(23日、月) 35,698(23日、月)
10月	149,318	141,624	577,750	(258,600)	356,622	934,372	1,083,690	1,075,996	1,081,434	1,087,206	36,752(2日、水) 37,292(2日、水)
11月	163,490	155,522	559,650	(244,880)	344,793	904,443	1,067,933	1,059,965	1,064,916	1,059,197	37,176(24日、日) 37,177(24日、日)
12月	169,797	162,457	587,440	(262,810)	361,726	949,166	1,118,963	1,111,623	1,116,718	1,109,985	39,595(31日、火) 39,229(31日、火)
1月	141,377	133,970	579,670	(268,860)	356,810	936,480	1,077,857	1,070,450	1,075,627	1,100,751	36,408(13日、月) 36,478(5日、日)
2月	130,454	123,413	522,430	(242,350)	321,452	843,882	974,336	967,295	971,541	1,023,613	35,637(24日、月) 36,011(24日、月)
3月	133,674	125,684	573,430	(266,410)	352,924	926,354	1,060,028	1,052,038	1,056,108	1,088,738	36,145(23日、日) 35,994(23日、日)
累計	1,745,502	1,653,014	6,839,040	(3,126,090)	4,207,308	11,046,348	12,791,850	12,699,362	12,763,817	12,897,193	

## 11. 業務内容

### (1) 基本事項

- ア 委託契約期間開始後は速やかに、業務に着手すること。
- イ 受注者は、委託契約期間開始から14日以内に次の事項を記載した業務計画書を作成の上、局へ提出し承諾を得なければならない。
  - ・業務方針、業務体制を記載すること。
  - ・業務ごとの手順、方法及び使用する資料等を記載すること。
  - ・照査技術者が確認を行うチェックリストを添付すること。
  - ・業務工程表（照査技術者の照査時期を記載すること）を添付すること。なお、業務工程表は、業務ごとの手順に沿って細かく記載し、また、各月の予定進捗率を記載すること。
  - ・管理技術者及び照査技術者の資格を証する資料の写しを添付すること。
  - ・管理技術者、照査技術者及び担当技術者の直接的かつ恒常的な雇用を証明できる書類を添付すること。
  - ・管理技術者、照査技術者及び担当技術者の業務経歴書を添付すること。業務経歴書は、代表者または本業務の契約者が内容を確認し押印すること。
  - ・担当技術者の5. (3) アの策定実績が分かる資料を添付すること。
  - ・その他、局が必要と判断したものについて記載および添付すること。

### ウ 一括再委託の禁止

契約に係る履行の全部または局が設計図書等で指定した主要な部分の業務を第三者に委任し、または、請け負わせることは、原則禁止とする。

なお、業務の一部を再委託する場合は、文書による申請と局の承諾を得ること。（別途、再委託に関するガイドラインに基づく手続きを行うこと。）

### エ 本業務に係る局が指定する主要な部分は以下のとおりとする。

- ・（現行）我孫子市水道事業ビジョンのフォローアップ業務
- ・浄水場施設適正規模及び施設再構築構想業務（案）策定業務
- ・アセットマネジメントの検討業務
- ・施設再構築構想の策定業務
- ・（新規）我孫子市水道事業ビジョン策定業務
- ・施設整備計画策定業務
- ・料金適正化計画の策定業務

※上記業務に係る補助的な業務は除く。

- オ 受注者は、業務の進め方、業務遂行のための必要な資料収集及び局へのヒアリングなどは受注者の責任において行うこととし、必要に応じて局と協議を行い業務を進めること。受注者の判断により業務を進めたことにより、業務のやり直し等が発生した場合の契約額の変更及び工期変更は行わない。
- カ 受注者は、局及びその他必要な所管課との打合せを行った場合は打合せ後、1週間以内に打合せ議事録を作成し局の確認を受けること。打合せ議事録は、管理技術者及び照査技術者が内容を確認した履歴を残すこと。
- キ 受注者は、毎月の業務進捗状況を毎月10日までに前月分の実績を業務実績が分かる資料を添付し提出すること。また、実績進捗率を記載し業務計画書の予定進捗率との比較が出来るようすること。実績進捗率が予定進捗率に対し5%以上の遅れが生じた場合は、対応方法を記載すること。2か月連続して5%以上の遅れがあった場合は、別途、管理技術者が、対応方法が分かる書類（代表者または契約者が内容を確認すること。）を作成し局へ提出及び説明し承諾を得ること。ただし、やむを得ず遅れる場合は局へ事前に報告し承諾を得ること。
- ク 本業務により施設の既存設備等への損傷及び人身事故等を起こした場合は、速やかに局へ報告し受注者の責任において対応すること。
- ケ 再構築構想の考えは以下のとおりとする。  
水道システム全体を考え、局の将来にとって最善な方向性を選択し、アセットマネジメントの検討結果をとりまとめ、施設の再構築を具体的に実現するために、いつ・どのように実行するかなどの手順や方法を策定すること。

## (2) (現行) 我孫子市水道事業ビジョンのフォローアップ

- ア (現行) 現我孫子市水道事業ビジョンは平成31年3月に策定し、50年先を見据えた将来像を現実的なものにしていくための施策の期間として10年間を設定してあることから、施策の進捗状況及び効果について検証し評価を行うこと。進捗状況及び評価は可能な限り業務指標(P.I.)等の数値を用いて行うこと。
- イ 上記アの評価結果を基に、(現行) 我孫子市水道事業ビジョンの施策について改善点を検討すること。改善点の検討はすべての施策において行うこととし、基本目標である『強靭』については「10. (3-1) 浄水場施設適正規模及び施設再構築構想の検討」の内容に合わせた検討をすること。
- ウ 平成31年3月に策定した(現行) 水道事業ビジョンにおいて整理されている課題の現況、基本方針及び施策の実施状況について確認を行い、現況の把握及び評価をすること。なお、「浄水場施設適正規模及び施設再構築構想の検討」を行うため、現況の把握を行い新たに生じた課題や解決した課題、現況にそぐわない基本方針や施策等については、当初のビジョンにおける諸課題と併せて見直し・整理すること。なお、整理した課題は、浄水場施設適正規模及び施設再構築構想、アセットマネジメントの検討及び(新規)水道事業ビジョンにも反映させること。

## (3) 浄水場施設適正規模及び施設再構築構想(案)の策定

### (3-1) 浄水場施設適正規模及び施設再構築構想の検討

#### ①現状の把握及び評価

- ア 現地を目視で確認し、建築物、土木工作物、機械設備、電気設備及び計装設備の種類及び数量等を局が所有する竣工図、設備台帳等と比較し確認すること。また、劣化状況を合わせて確認すること。高所で調査を行う場合は、ヘルメット等を着用し安全には十分注意すること。
- イ 現場調査結果、必要な図面、計算書、施工記録(修繕含む)、運転記録及び保守点検記録等から建築物、土木工作物、機械設備、電気設備、計装設備及び管路等の現状を把握すること。
- ウ 導入記録及び施工記録から耐用年数を確認し、残存年数を確認すること。
- エ 建築基準法、都市計画法及び騒音規制法等関係法令と現状の浄水場について、既存不適格などについて確認すること。
- オ 取水量・浄水量・受水量及び配水量の過去の実績を把握すること。
- カ 現状の局が抱える課題(維持管理費用、更新費用、耐震化費用、収益)を把握すること。

表に参考となる課題を示す（あくまで参考とし、記載されていない課題についても把握すること）。

項目	課題
施設全体	耐用年数を超過した施設の老朽化対策への課題
	水需要が変化する中で過剰な施設の適正化への課題
取水設備	腐食や砂の堆積、目詰まりなど年数が経過した地下水源の健全な維持管理への課題
	最新の原水水質を考慮した浄水処理方法の再編への課題
浄水設備	水需要が変化する中で適正な、高度浄水処理設備の規模、設備容量への課題
	老朽化が進み内部清掃等の維持管理が困難な配水池の維持管理への課題
配水池	水需要が変化する中での適正な配水池容量への課題
	水需要が変化する中で安全で効率的な運用方法への課題
監視設備	効率的な配水や、断水等のリスクを考慮した配水エリアの再編への課題
	対テロ対策を含めた監視システムの強化への課題
	手動運転から自動運転へ変更する場合の課題
	耐用年数を超過し、長寿命化が困難な設備の維持管理への課題
機械・電気・計装設備	災害時等に負けない二系統化やバックアップ保護等の強化への課題
	更新対象に入っていないバルブ本体の更新への課題
	送水設備
配水設備	妻子原浄水場から湖北台浄水場への送水量増量への課題
	耐用年数が経過し老朽化する場内配管の耐震化への課題
	災害時に負けない配水管耐震化率の向上への課題
	有効率の向上に向けた漏水の強化への課題
	基幹管路（残置管の再利用）の二系統化
水質監視設備	適正な配水管口径の選定、ダウンサイジングへの課題
	不確定汚染物質に対する水質監視の強化への課題
応急給水設備	災害等による応急給水の強化への課題
	重要施設管路の耐震化への課題
その他	官民連携、広域連携等による経営改善への課題
	省エネ、脱炭素など環境に配慮した取り組み推進への課題
	久寺家系取水井、久寺家浄水場着水井等の未使用施設における維持管理への課題
	将来の水需要や費用対効果を考慮した取水量及び受水量の適正化への課題
	不特定多数が出入りする施設の運用への課題
	設備の耐用年数の適正化への課題

- キ 供給単価、給水単価、収益的収支、資本的収支、内部留保資金、起債率等を把握すること。
- ク 局の経営基本方針について、把握すること。
- ケ 業務指標（P I）や主要背景指標（C I）を用いて安全、強靭、持続の面から全国・県内・

類似事業体との比較を行うことで現状の評価を行うこと。

- コ 建築物、土木工作物、管路及び井戸等の耐震化状況を確認すること。
- サ その他、現状を把握するために必要な情報及び資料を局職員へのヒアリングなどにより確認すること。
- シ 現状把握内容を整理すること。
- ス 現状を把握した段階で、管理技術者及び照査技術者と情報共有し把握漏れがないか確認すること。

#### ②水需要予測の作成

- ア 将来の水需要予測を作成すること。期間は2060年度までとする。
- イ 水需要予測策定に必要な書類及びデータを、局から入手すること。また、資料等が複数ある場合は局と協議し必要な資料を決定すること。
- ウ 我孫子市第四次総合計画等の人口の見通しまたは我孫子市人口ビジョン等のデータを活用すること（出典を明記）。また、水需要予測を作成するために必要な我孫子市役所内の上位計画の有無を局へ伝え、入手すること。上位計画の確認をせず水需要予測を作成した場合は、上位計画を確認し再度、必要に応じて作成すること。
- エ 本予測を基に、投資・財政計画を策定するため、投資・財政計画において設定した期間の予測は特に精緻に実施すること。
- オ 水需要予測は、浄水場施設適正規模及び施設再構築構想の検討とは別の報告書として取りまとめるること。

#### ③将来リスクの洗い出し

- ア 以下の内容について、現状のまま水道事業を運営した場合のリスクを洗い出すこと。

1	浄水場の適正規模及び再構築
2	老朽化対策及び設備規模（施設、配水池、設備及び管路）
3	配水量及び受水量
4	その他

- イ 局の水道事業に関する将来の事業環境を把握するために、下記事項についての今後の変化を検討し、可能なものについては図表を用いて示すこと。

項目	内容
外部環境に関する検討項目	人口の減少に伴う料金収入の見通し
	給水量の減少に伴う施設の効率性低下
	水質汚染を含めた水源水質の状況
	降水量の変動による利水の安定性の低下
内部環境に関する検討項目	施設の老朽化
	資金の確保
	職員数の見通し

#### ④浄水場の再構築構想の検討

- ア 「10.（2）（現行）我孫子市水道事業ビジョンのフォローアップ」、「10.（3-1）①現状把握及び評価、②水需要予測の作成及び③将来リスクの洗い出し」を基に、浄水場施設の適正な規模を算出すること。また、浄水場の統廃合及び水道事業ビジョンの基本目標案を含めた再構築構想を検討・策定すること。
- イ 1日最大配水量の見通しから、必要な施設能力を算出し再構築を策定すること。ただし、二系統化や予備力なども考慮し、故障や整備等にも運用に影響がない構成とすること。
- ウ 現状把握から、将来のリスク、冗長性、維持管理の容易性を考慮し、再構築構想を策定すること。

- エ 净水場の移転による更新、統合による更新、廃止、延命、機能移行、機能増設などさまざまな、可能性を拾い出し、再構築の想定案を策定すること。
- オ 各净水場の必要能力より、施設数の減少や設備(規模及び容量等)の増減等を検討すること。
- カ 净水場の再構築構想は、2060年度を見据えた構想とする。
- キ 净水場の再構築構想案を、以下の項目について策定すること。また、現状及びリスクから以下の項目以外で5案以上提案し策定すること。
- ・施設の統廃合、配水エリアの再編（管網解析含む）及び配水池容量の変更
  - ・浄水処理方法及び能力の変更（水道施設のダウンサイジング）
  - ・取水量及び受水量の変更
  - ・配水池及び基幹管路（残置管の再利用を含む）の二系統化
  - ・高度浄水処理設備の規模縮小及び設備容量の縮小
  - ・管路の再構成（ブロック化）
  - ・広域化への変更
- ク すべての再構築構想案において、概略が分かる図面等を作成すること。
- ケ 各構想案のメリット、デメリットを明確にすること。関係法令及び許認可についても整理すること。関係法令及び許認可については、必要に応じて法律を所管している関係部署と協議すること。
- コ 各構想案に対するおおまかなスケジュール案を作成すること。
- サ 各構想案に対する必要な概算費用を算出すること。概算費用はスケジュール案に基づいて、労務費の増加及び物価高騰を見込んだ費用とすること。上昇率は受注者の判断とするが、スケジュール案等で上昇率（基準年含む）がわかるようすること。
- シ 施設、設備及び管路等の更新費用は、施設整備計画で算出した概算費用と同額でなくてよい。
- ス 施設、設備及び管路等の更新履歴や残存年数等から、局にとって経済的な再構築構想案となるように提案すること。ただし、2060年度を見据えて局にとって非経済的であっても安全・安心な水を提供するためにメリットが多い場合はこの限りでは無い。
- セ 湖北台净水場の浄水処理方法について、過去の水質検査結果や、最新の水処理技術を踏まえ適正であるか検討すること。
- ソ 再構築構想案は、平時だけでなく非常時も市民の生活に影響を及ぼさない水運用を目指すことを考慮したものとする。
- タ 再構築構想案は、施設や土木工作物の残存年数を考慮し建替えや残存年数の延長等に必要な更新概算費用を見込むこと。また、更新時の参考となる場所を検討し土地の取得、除却及び仮設等が必要な一切の概算費用を見込むこと。
- チ 各構想案の比較が出来るように比較表を作成すること。また、比較表には受注者の意見を付すこと。
- ツ 管理棟については、2025年度に実施した構造躯体劣化調査で算出した残存年数を基に検討すること。
- テ その他、净水場の再構築構想案作成のために必要な検討を行うこと。
- ト 統廃合によって净水施設として使用しなくなった施設がある場合は、活用方法を提案すること。また、活用することにより収益が見込める場合は概算収益を算出すること。
- ナ 再構築構想案を整理し、局の承諾後に再構築構想案を複数（5案以上）選定すること。
- ⑤その他
- ア 職員の人数及び知識、外部への業務委託なども踏まえて再構築構想案を提案すること。
- イ 構想案の策定は、局と協議を行いながら進めること。

### (3-2) 施設再構築構想（案）の策定

#### ① 再構築構想の整理

- ア 「10. (3-1) 净水場施設適正規模及び施設再構築構想の検討」で決定した再構築構想案（5案以上）を基に局と協議し、施設再構築構想策定に用いる構想を選択する。ただし、施設再構築構想策定に用いる構想は複数（2～3つ程度）の場合がある。
- イ 再構築構想策定時の必要な資料を収集し整理すること。

#### (4) アセットマネジメントの検討

アセットマネジメントの実践において必要となる水道施設全般におけるマクロマネジメントを行うにあたり、複数のケースによる詳細型検討手法での更新需要見通し及び財政収支見通しの検討を行う。また、マクロマネジメントの精度向上を図るため、マクロマネジメントのレベルアップに向けた改善方策の検討及び管理指標の整備支援を行う。

##### (4-1) 更新需要見通しの検討

###### ① 基本事項

###### ア 検討手法

「10.（3-2）施設再構築構想（案）策定」で整理した構想について検討（タイプ4）を2～3ケース行い、比較検討用に現有資産の全更新を前提とした検討手法（タイプ3）による検討を行う。なお、それぞれのケースにおいて「（4-2）財政収支見通しの検討」も併せて算定を行う。

###### イ 検討対象とする資産

全ての現有資産を対象とする。なお、資産の特徴に応じて、構造物及び設備と管路に区分すること。

###### ウ 更新需要の算定方法の設定

「10.（4-1）⑥詳細型検討手法（タイプ4）による更新需要の算定」において設定した更新時期における再投資価格（更新に必要な投資価格）を各構造物・設備・管路ごとに設定すること。設備等に関しては近年の物価上昇等も考慮してメーカーヒアリング等を実施した費用を積算し、管路は、マッピングデータの集計結果から管種、口径、布設年度を基に費用関数を用いて資産額を算定する

###### エ 算定期間

更新需要の算定期間は100年間（2029年～2129年）とする。

###### ② 資産の現状把握

###### ア 検討に用いる実績データを、国土交通省が作成した最新の「簡易支援ツール」を用いて整理し、資産の現状把握を行う。

例) ・過去の投資の実績

- ・資産の取得年度
- ・取得価格（帳簿原価）

###### ③ 資産の将来見通しの把握

###### ア 更新を実施しなかった場合の健全度

更新事業をまったく行わなかった場合の資産の健全度が将来どの程度低下していくか（老朽化が将来どの程度進むか）を試算する。

###### イ 法定耐用年数で更新した場合の更新需要

法定耐用年数で更新事業を行った場合の更新需要を算定する。

###### ④ 時間計画保全に基づく更新需要の算定

###### ア 時間計画保全に基づき、法定耐用年数や経過年数を基に重要度や優先度を勘案し、資産区分ごとに更新基準を設定し、更新需要を算定する。また、設定した更新基準をもとに更新した場合の資産の健全度も試算を行う。

###### ⑤ 状態監視保全に基づく更新需要の算定

###### ア 時間計画保全をベースとして、状態監視保全の考え方も加味し、できるだけ個別施設の診断・評価をもとに更新基準を設定して更新時期を定め、更新需要を算定する。また、設定した更新基準をもとに更新した場合の資産の健全度も試算し、効果を検証する。

###### イ 耐震診断等に基づく更新時期・更新需要の検討

個々の施設ごとに耐震診断等を実施することにより耐震性能を評価し、耐震性能が確保されていない施設について耐震化の前倒しにより、適切な更新時期を設定し、更新需要の算定、資産の健全度を試算する。

###### ウ 機能診断に基づく更新時期・更新需要の検討

構造物・設備について、個々の施設ごとに機能診断等を実施することにより、施設の健全度（老

朽度)を評価し、「10. (4-1) ④時間計画保全」に基づく更新需要の算定において設定した時間計画保全ベースの更新基準を、診断結果に基づいて見直す形で更新時期を設定し、更新需要の算定、資産の健全度を試算する。また、更新時期の延長や短縮等の検討も併せて行う。

⑥詳細型検討手法(タイプ4)による更新需要の算定(2~3ケース作成する)

ア 「10. (3-2) 施設再構築構想(案)の策定」で選定した構想を基に個別施設ごとに更新の必要性の可否、最適な更新時期(更新基準)や再投資価格等を設定し、更新需要を算定する。なお、情報の整理を除き、2~3ケースでの更新需要の算定を行うこと。

イ 将来の事業環境の予測

100年後の我孫子市水道事業の状況を想定し、下記等について推計を行う。

※「10. (3-1) 済水場施設適正規模及び再構築構想の検討」では2060年度までだが、アセットマネジメントの検討では100年間とします。

- ・中長期人口予測
- ・水需要予測
- ・水源の評価(水質、安定性、需要地までの輸送に要するエネルギー等)
- ・系統別水需給バランスの評価
- ・給水予測
- ・その他

ウ 最適な更新時期(更新基準)の設定

「10. (4-1) ⑤状態監視保全に基づく更新需要の算定」において設定した更新基準をもとに、資産ごとに更新基準を設定する。

エ 施設規模適正化を考慮した再投資価格の設定

更新を行う資産について、「10. (3-2) 施設再構築構想(案)の策定」並びに資産の機能向上を意図した更新等を考慮し個別に再投資価格を設定する。

オ 更新需要の算定

ウ、エをもとに更新需要の算定を行う。また、資産の健全度についても試算を行うこと。

⑦更新需要見通しの妥当性の確認

ア 「10. (4-1) ④、⑤、⑥」において算定した更新需要の比較検討を以下の内容を参考に行う。なお、検討内容・結果に問題があると判断される場合には、必要に応じて更新需要の再検討を行う。

- ・資産の健全性が将来とも保持されている
- ・現行の事業量や職員数等の組織体制から見て、適正な更新事業量である
- ・その他

⑧更新需要の効果等の確認

ア 妥当性の確認後、「10. (4-1) ④、⑤、⑥」において算定した更新需要見通しの効果について比較検討を行う。

- ・各プランの健全度の比較検討
- ・各プランの耐震化率の比較検討
- ・その他

(4-2) 財政収支見通しの検討

すべての更新需要見通しケースで実施すること。

①基本事項

ア 検討手法

「10. (4-1) 更新需要見通しの検討」において算定したそれぞれの更新需要見通しケースについて、更新需要以外の変動要素について適切な方法で一定の条件設定を行い、更新需要以外の変動要素や種々の経営効率化方策、資産の状況に応じた維持管理費の推計等も考慮して、財政収支を算定する詳細型検討(タイプD)を行う。

イ 財政収支の算定方法

- ・資本費用(減価償却費、元利償還金等)は、「10. (4-1) 更新需要見通しの検討」において算定したそれぞれの更新需要見通しを用いる。
- ・修繕費、保守料等の維持管理費は、更新需要見通しに基づき、見込まれる費用を算定する。

- ・それ以外の費用は、変動要素や種々の経営効率化方策等を加味し、直近の実績値等から設定する。
- ・資金残高は、非常時等において必要と見込まれる資金量の検討を行い、条件設定等に反映させる。必要な資金量の検討においては、合理的な説明を行えるように資料も作成する。
- ・企業債は、設定した資金残高を確保でき、かつ、起債残高等からみて、世代間の負担の公平性が確保されているか考慮したうえで適切な起債額を設定する。
- ・その他

ウ 算定期間

財政収支見通しの算定期間は100年間（2029年～2129年）とする。

②財政収支に関する現状把握

- ア 下記項目等に関する過去の実績値を、国土交通省が作成した最新の「簡易支援ツール」に基づいて整理する。
- ・収益的収支
  - ・資本的収支
  - ・資金残高
  - ・企業債
  - ・その他

③財政収支の条件設定

- ア 「10.（4-2）①基本事項」に基づき、財政収支見通しに必要な条件を設定する。

④財政収支の算定

- ア 条件設定にしたがって、収益的収支、資本的収支、資金残高、企業債等を算定する。財政収支の算定は、「10.（4-1）更新需要見通しの検討」で算定したそれぞれの更新需要に対し、現行の料金水準を将来据え置く場合（料金据置ケース）と、財政収支の健全性を確保するための財源確保方策（料金改定等）を検討する場合（財源確保ケース）の2種類のケースで算定する。算定にあたっては、下記の事項等を実施すること。
- ・貸借対照表及び財務指標の将来推計
  - ・経営効率化（経営改善）方策の財政収支見通しへの反映
  - ・資産の状況に応じた維持管理費の推計
  - ・更新財源としての民間資金の活用可能性の検討
  - ・その他

⑤必要な財源確保方策の検討

- ア 現行の起債水準が妥当かどうか確認するため、財政面における起債への依存度等を把握する。また、現行の料金水準や起債水準が、将来的な更新需要に対応できるものであるか、持続可能性が担保されたものであるか等を検証し、必要に応じて起債水準の見直しや料金改定等の財源確保方策を検討する。

⑥財政見通しの妥当性の確認

- ア それぞれの更新需要ケースにおける財政収支見通しの比較検討を行う。なお、検討内容・結果に問題があると判断される場合には、必要に応じて更新需要見通し、財政収支見通しの再検討を行う。

イ 現在の料金水準の妥当性の確認

- ・現行の料金水準は、更新財源確保の面から見て妥当か。
- ・将来的に収益性は確保されるか。
- ・資金残高から見て、経営の安定性は保持されるか。
- ・その他

ウ 起債水準の妥当性の確認

- ・資金残高から見て、経営の安定性は保持されるか。
- ・起債残高等からみて、世代間の負担の公平性に配慮されているか。
- ・その他

（4-3）検討結果のとりまとめ

マクロマネジメントの検討結果を踏まえた下記等の事項について、図表等を用いてわかりやすく取り

まとめる。

- ・更新需要見通しの検討手法
- ・財政収支見通しの検討手法
- ・更新需要とその効果（例えば健全度等）の検討結果
- ・事業費と財源の検討結果
- ・資本的収支と資金残高、企業債残高の検討結果
- ・検討結果に対する妥当性の確認、問題点・課題の抽出及びそれに対する対応方針
- ・その他

#### (4-4) マクロマネジメントのレベルアップに向けた改善方策の検討

マクロマネジメントの検討結果を踏まえ、現状における資産管理水準を自己評価した上で、アセットマネジメント（資産管理）の各構成要素である「必要情報の整備」、「ミクロマネジメントの実施」、「マクロマネジメントの実施」それぞれに関する改善方策を抽出し、継続的な改善を図るため、下記事項について整理・検討を行う。

- ① アセットマネジメント（資産管理）で達成している事項及び未達事項の整理
  - ア アセットマネジメント（資産管理）の構成要素毎に、達成している事項及び未達事項について整理・採点を行う。
- ② 未達事項の改善等の方策検討
  - ア 「10. (4-4) ① アセットマネジメント（資産管理）で達成している事項及び未達事項の整理」において未達と判断した事項について、その改善方策等を検討し取りまとめる。

#### (4-5) 管理指標の整備支援

アセットマネジメントの各構成要素における管理状況や、管理目標の達成状況等を定量的・客観的に評価するために用いる管理指標の整備を支援する。

### (5) 施設再構築構想の策定

「(3) 済水場施設適正規模及び施設再構築構想」をもとに「(4) アセットマネジメントの検討」において検討した各更新需要見通し及び財政収支見通しについて、比較検討を行い、そのうちの1ケースを施設再構築構想案として決定し、とりまとめを行う。なお、策定の経緯や考え方等のプロセスを本構想のみでも確認できるように取りまとめる。

#### ①基本事項

原則として、「(4) アセットマネジメントの検討」において検討を行った事項を抽出し、別途、施設再構築構想案として策定を行う。なお、必要に応じて施設再構築構想策定時点でも検討を行うことは構わないが、各計画等との整合はとれるようにすること。

#### ②基本情報の整理

本市水道事業の現況を整理し、取りまとめること。また、水道事業が抱える課題についても明記すること。

#### ③将来の事業環境の予測

将来の事業環境を予測するにあたり行った各種推計結果をとりとめること。

#### ④施設再構築構想の策定

ア 施設の再構築に向けた基本方針を策定すること。

イ 施設の再構築に向けた施策を策定すること。

ウ 局が採用した構想について、必要な改修工事等を洗出し、設計費、工事費（仮設費含む）等にかかる概算費用を算出すること。また、概略図及び具体的なスケジュールを策定すること。

エ 建築物、土木工作物、機械設備、電気設備、計装設備、管路及び井戸等の更新費用は、施設整備計画等で算出した概算費用の積み上げとする。

オ 対象設備の適切な耐用年数を精査し、反映すること。

カ 井戸の維持管理や更新等の方針を検討し、反映させること。

キ ポンプ設備の延命による整備や更新等の方針を検討し、反映すること。

ク バルブ設備の一部改修や更新等の方針を検討し、反映すること。

ケ 高度浄水処理設備の維持管理や更新等の方針を検討し、反映すること。

- コ 受電・変電・配電設備の維持管理や更新等の方針を検討し、反映すること。
  - サ 無停電電源装置・直流電源装置の延命による整備や更新等の方針を検討し、反映すること。
  - シ 計装設備の維持管理や更新等の方針を検討し、反映すること。
  - ス その他、計画にあたり必要とされる設備については方針を検討し、反映させること。
- ⑤将来像及び目標等の設定
- ア 施設再構築構想の見直し時期等を検討すること。
  - イ 経営の効率化及び健全化に向けた基本方針に相当するものとして、安全、強靭及び持続の面から、局における水道事業の将来の理想像及び目標を設定すること。なお、目標の設定にあたっては、それぞれの目標に対して進捗管理を行えるよう、指標を設定すること。
  - ウ 上記イで設定した将来像及び目標を実現するための実施方策（広域化やウォーターPPP等の官民連携）及び実施方策を推進するための体制（関係者の役割分担やフォローアップ）について、それぞれ検討する。

#### (6) (新規) 我孫子市水道事業ビジョン（経営戦略含む）の策定

アセットマネジメントにおける検討結果及び浄水場再構築構想を踏まえ、50年後の本市水道事業の理想像を設定する。また、理想像の実現に向けて、計画期間内における達成目標及び実施方策等を定める。なお、本ビジョンは、投資財政計画をもって総務省の定める経営戦略と兼ねるものとする。

- ①基本事項
  - ア 計画期間は10年間とする。
  - イ アセットマネジメントにおける検討結果、施設再構築構想及び施設整備計画との整合を図ること。また、（現行）我孫子市水道事業ビジョンフォローアップにおいて整理した改善点を反映させること。作成に当たり以下の（6-2）～（6-7）までを含めたものとすること。
  - ウ 他の業務において取りまとめた事項を、使用しても構わないものとする。
  - エ 今後の水道事業ビジョンの検証時期等を定めること。
- ②水道事業の現状評価・課題
  - ア 基本事項の整理
    - 次の事項について情報を整理すること。
      - ・水道事業の沿革
      - ・事業概要
      - ・施設の概要
      - ・水道料金
      - ・水需要
      - ・災害対策
      - ・施設の老朽化状況
      - ・更新需要
      - ・水質及び組織体制
      - ・地域行政の実情
      - ・周辺自治体との関わり
      - ・これまでの主な経営健全化の取組
      - ・その他
  - イ 現状評価
    - 上記アにおいて整理した事項をもとに、経営比較分析表等、業務指標（PI）、主要背景指標（CI）等を活用し現状分析、評価、他自治体との比較を行う。また、原価の計算を行うことで財政的な面から評価を行う。
  - ウ 課題の抽出
    - 上記ア、イで整理した情報を基に、事業経営における課題の抽出を、「安全」「持続」「強靭」のそれぞれの観点から行う。
- ③将来の事業環境の予測
  - 本市水道事業の理想像と目標設定を行うにあたり、下記事項に関して将来予測を行う。

ア 外部環境に関する事項

- ・人口減少
- ・水需要及び給水収益
- ・施設の効率性低下
- ・水源環境
- ・利水の安定性
- ・その他

イ 内部環境に関する事項

- ・施設の老朽化
- ・資金の確保
- ・職員数の見通し
- ・その他

④我孫子市の水道の理想像と目標設定

将来推計を基に、本市水道事業の理想像及び理想像の実現に向けた計画期間内における目標の設定を行う。

ア 基本理念及び理想像の設定

「持続」「安全」「強靭」の観点に留意しつつ、100年先を見据えた本市水道事業の基本理念及び理想像を設定すること。

イ 理想像の具現化に向けた目標の設定

設定した理想像を具現化するため、「持続」「安全」「強靭」のそれぞれの観点から地域の実情を踏まえ、現状評価・課題毎に考えられる目標を設定すること。なお、目標は、定量的に評価できるよう業務指標等を積極的に活用するものとする。

⑤推進する実現方策

ア 具体的な実現方策の設定

設定した目標に対し、それぞれに対応する実現方策（課題解決策）を策定する。

イ 実現のための体制の確保

実現方策を推進するうえで必要となる下記事項等の検討を行う。

- ・人材の確保
- ・施設の効率的な配置
- ・経営の効率化
- ・単独では解決の方向性が見出せない課題に関して広域化や官民連携の検討

⑥投資・財政計画の策定

収益的収支、資本的収支の積算を行い、投資・財政計画として取りまとめる。なお、収益的収支は、必要に応じて経営効率化方策、財源確保方策等を検討、反映させ、計画期間内で収支均衡するように策定すること。また、今回策定の投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要についても取りまとめること。

⑦フォローアップ

進捗管理や事後検証、改定等について、実施方法やスケジュール等について検討を行い、取りまとめること。

(7) 施設整備計画の策定

①施設整備計画等の策定に必要な現状把握・情報整理

ア (現行) 我孫子市水道事業基本計画の達成状況、進捗率及び未達成状況を確認すること。

イ 施設再構築構想より、施設整備計画等に必要な情報を整理すること。

ウ 工事費算出に必要な見積りを徴取すること。

②施設整備計画の策定及び耐震化計画の見直し

ア 「10. (5) 施設再構築構想の策定」を基に、施設整備計画等を策定すること。

イ 施設整備計画等策定期間は、2060年度までとする。

ウ 施設整備計画は各浄水場の建築、土木工作物、機械設備、電気設備、計装設備及び井戸並びに管路とする。管路については(現行)耐震化計画を見直し又は施設整備計画に統合すること。

- ただし、建築、土木工作物及び井戸について耐震化がされていないものについては、合わせて（現行）耐震化計画を見直し又は施設整備計画に統合すること。
- エ （現行）耐震化計画を見直しするため、取水施設及び浄水処理施設等で耐震診断を行っていないものについては簡易耐震診断（参考：浄水施設簡易耐震診断（公益財団法人水道技術研究センター））を行うこと。
- オ 局へ施設整備計画、管路の耐震化計画等の構想をヒアリングしその結果を盛り込むこと。
- カ 施設整備計画は浄水場（建築、電気設備、機械設備、計装設備及び土木工作物ごと）ごと、井戸ごと及び管路でまとめること。また、現行等との比較が出来るように表やグラフを用いて整理すること。
- キ 管路の耐震化計画は、上下水道耐震化計画を含め策定すること。優先する地区を定め、耐震化率も含めて地図、表及びグラフ等を用いて整理すること。
- ク 更新費用には設計費、工事費、仮設費（管路工事も含む）及び経費を算出すること。それぞれの項目の費用がわかるようにまとめること。また、管路については給水管（第1止水栓まで）を含めた工事費とすること。
- ケ 工事費及び工事時の仮設費には、人件費の増加及び物価上昇を見込むこと。増加分及び上昇分がわかるように明示すること。
- コ 管理棟については、局で策定した改修計画を参考にすること。
- サ 更新費用は、更新等の優先順位を考慮するなどして平準化されるように計画すること。
- シ 更新費用は消費税が含まれているかを、分かりやすいように表記すること。
- ス 建築物、土木工作物、機械設備、電気設備、管路及び井戸の工事費等について別々に表やグラフを用いて整理すること。また、全てを合算した場合についても整理すること。

#### ③管路更新における優先順位付け

次の業務、計画、現状、課題を踏まえて管路更新における優先順位を決定し、年度別に整理すること。なお、現行計画はV P、C I Pを対象に年間5kmの更新計画である。

- ・衛生画像解析及び漏水システムによる漏水特定調査業務（R 7）
- ・A Iによる管路老朽度診断業務（令和8年度）
- ・上下水道耐震化計画（令和7年1月策定）
- ・鋳鉄管更新計画（令和8年1月策定予定）
- ・自然漏水事故履歴（直近5年分）
- ・軌道敷横断箇所の更新
- ・国道6号横断部、国道356号の更新
- ・常時洗浄地区（根戸、小堀）の解消に向けた更新
- ・石綿管の更新
- ・その他

#### ④管路更新における検討事項

- ・ダウンサイ징の検討
- ・平面交差下の更新方法（踏切、国道6号線等の平面交差の埋設管の更新）
- ・その他

### （8）料金適正化計画の策定

#### ①現状の把握及び分析

- ア 供給単価、給水単価、総括原価、収益的収支、資本的収支、内部留保資金、起債率等を把握すること。
- イ 局の経営基本方針・計画について、把握すること。
- ウ 以下に掲げる項目につき、局における各種の経営指標等を活用して、経年比較または他市比較等を実施する。分析にあたっては「経営分析比較表」を踏まえ、局と協議の上、分析内容を検討する。また、局の水道事業が既に経営の現状分析を実施している場合は、最新データをもとに時点修正を行う。
  - ・財務状況の現状把握・分析
  - ・施設・設備の現状把握・分析

- ・組織、人材、定員、給与、会計処理等の現状把握・分析
- ・その他

エ 局の水道料金体系について、局の給水実績データや各種公表データを活用し、特に利用者間の公平性や経営の安定性の観点から、経年比較及び類似他団体比較、県内の団体比較等の分析を実施する。比較対象とする類似他団体の選定にあたっては、水道事業会計の実態を踏まえ、局と協議の上選定する。

#### ②財政シミュレーションの実施（料金水準の検討）

ア 事業の持続可能な経営目標を勘案しながら、計画を踏まえ、概ね10年間の財政シミュレーションを実施する。また、すでに財政シミュレーションを実施している場合は、本シミュレーション結果をもとに時点修正を行う。

イ 「10. (3-1) ②水需要予測の作成」に基づき、給水収益の予測を行う。

ウ 将来の投資以外の経費、一般会計からの繰入金の算定を行うための前提条件を設定する。

エ 資金残高、事業収支、起債割合、起債残高について財政目標を設定する。

オ 適正な料金水準の検討を行うため、使用量算定期間を決定する。

カ 水道料金算定期間に基づき、総括原価の算定及び適正な料金水準を検討する。

キ ア～カの検討結果を基に水道事業の財政シミュレーションを実施する。

#### ③今後の経営の実績及び見通しを作成する

ア (8) ①アの項目等、これまでの経営の実績(10年間)と今後15年間の見通しを作成する。

イ 経営の実績と見通し等から今後15年間の財政収支見通しを作成する。

ウ 策定に必要な資料やデータを局から入手すること。また資料等が複数ある場合は、局と協議し必要な資料を決定すること

エ 我孫子市第四次総合計画等の人口の見通し等のデータを活用すること。また、策定にあたり必要な我孫子市役所内の上位計画の有無を局へ伝え入手すること。

#### ④将来リスクの洗い出し

ア 以下の内容について、現状のまま水道事業を運営した場合のリスクを洗い出すこと。

1	料金設定
2	その他

#### ⑤料金適正化計画の策定に必要な情報整理

ア 内部留保資金、起債率及び資金残高等の現状を把握すること。

イ 净水場再構築基本計画、施設整備計画及び経営戦略等から、料金適正化に必要な情報を整理すること。

#### ⑥料金適正化計画の策定

ア 改定予定の水道料金について、料金算定期間が令和8年度から令和10年度であることから、次期料金算定期間における料金について、「10. (4-2) 財政収支見通しの検討」に基づき料金の適正化を図る。なお、料金には臨時用給水収益を含むものとする。

イ 水道料金算定期間（公益社団法人日本水道協会）に基づき算定を行うこと。水道料金算定期間に基づく料金体系を算定するにあたって、特に以下の点に留意する。

- ・総括原価の需要家費、固定費、変動費への分解
- ・需要家費、固定費、変動費の準備料金、水量料金への配分
- ・準備料金の各口径への按分方法
- ・臨時水道料金体系の算定
- ・その他

ウ 実績の見通し及び財政見通し並びに将来のリスクから、複数の料金改定案を提示すること。複数の料金体系パターンについて、将来シミュレーションを実施したうえでメリット・デメリットを整理し、あるべき水道事業料金体系を検討する。特に公平性・経営の安定性の観点から、以下の検討ポイントに留意する。局からの指示により料金体系パターン等の作成については、将来のシミュレーション結果等により増加する場合がある。

- ・基本料金収入と従量料金収入の割合
- ・基本水量の設定

- ・従量料金の適増度、水量区画の設定
  - ・用途別料金の設定
  - ・その他
- エ 新料金体系に基づく財政シミュレーションにおいて収支ギャップの発生が見込まれた場合、その解消策を検討する。
- オ 令和11年4月の料金適正化を目指すこと。必要な審査会、議案の提出時期等のおおまかなスケジュールを示すこと。
- カ 算定期間はおおむね3～5年とするが、財政収支見通し等により決定する。
- キ 料金適正化の基本方針を策定するにあたって、必要に応じて市民アンケートを実施すること。
- ク 今後の財政見通しを作成するにあたって、経費削減案を提案すること。
- ケ 激変緩和措置等の経過措置を設けた場合など、次回以降の料金適正化における課題がある場合は、解消に向けた方針及び方策の検討を行う。

#### (9) 水道事業運営審議会、議会等への説明資料作成及びパブリック・コメント業務支援

- ア 本業務契約期間内において実施される我孫子市水道事業運営審議会、我孫子市議会、パブリック・コメント及びその他会議の際に局において資料を活用し説明が必要な場合は、資料作成の支援を行うこと。

#### 12. 成果品

成果品は下表のとおり、全体、（現行）我孫子市水道事業ビジョンのフォローアップ、（新規）水道事業ビジョン策定報告書、浄水場施設適正規模及び施設再構築構想検討報告書、水需要予測、施設再構築構想策定報告書、アセットマネジメントの検討報告書、施設整備計画策定報告書、料金適正化計画策定報告書に分けて製本（金文字黒表紙）し提出すること。概要版についてもそれぞれ分けて製本し提出すること。また、すべての成果品を電子データ化しUSBに保存し提出すること。ただし、下表に記載してある各報告書に添付する書類は参考とし局と協議すること。また、報告書及び概要版については厚さにより製本が出来ない場合は局と協議し提出すること。

成果品については、業務成果により内容が大きく変わる可能性があるため成果品の作成方法及び部数は局と協議し最終決定すること。また、製本前に局へ仮成果品を提出し局の承諾を得ること。

項 目	部 数
<b>0. 全体</b>	<b>1部</b>
（0－1）業務計画書	－
（0－2）各月の業務報告書	－
（0－3）打合せ議事録	－
（0－4）その他	－
<b>1. （現行）我孫子市水道事業ビジョンのフォローアップ報告書</b>	<b>3部</b>
（1－1）10年間の実施施策実績	－
（1－2）評価	－
（1－3）その他	－
<b>2. （新規）我孫子市水道事業ビジョン策定報告書</b>	<b>3部</b>
（2－1）（現行）我孫子市水道事業ビジョンとの比較	－
（2－2）我孫子市水道事業の現状と課題	－
（2－3）我孫子市水道事業の将来	－
（2－4）施策	－
（2－5）その他	－

<b>3. 浄水場施設適正規模及び施設再構築構想検討報告書</b>	<b>3部</b>
(3－1) 現状の把握及び評価	-
(3－2) 将来リスクの洗い出し	-
(3－3) 浄水場再構築構想の検討	-
(3－4) 浄水場再構築構想案比較表（図面、スケジュール等含む）	-
(3－5) 浄水場再構築構想（案）	-
(3－6) 再構築構想策定案に用いたすべての根拠資料 (すべての数値、計算式等がわかるようにすること)	-
(3－7) その他	-
<b>4. 水需要予測</b>	<b>3部</b>
(4－1) 作成した資料	-
(4－2) その他	-
<b>5. アセットマネジメントの検討策定報告書</b>	<b>3部</b>
(5－1) 更新需要の見通しの検討 基本事項の整理	-
(5－2) 更新需要の見通しの検討 資産の現状把握	-
(5－3) 更新需要の見通しの検討 資産の将来見通しの把握	-
(5－4) 更新需要の見通しの検討 時間計画保全に基づく更新需要の算定	-
(5－5) 更新需要の見通しの検討 状態監視保全に基づく更新需要の算定	-
(5－6) 更新需要の見通しの検討 詳細型検討手法による更新需要の算定	-
(5－7) 更新需要の見通しの検討 更新需要見通しの妥当性の確認	-
(5－8) 更新需要の見通しの検討 更新需要の効果等の確認	-
(5－9) 財政収支の見通しの検討 基本事項の整理	-
(5－9) 財政収支の見通しの検討 財政収支に関する現状把握	-
(5－9) 財政収支の見通しの検討 財政収支の条件設定	-
(5－9) 財政収支の見通しの検討 財政収支の算定	-
(5－9) 財政収支の見通しの検討 必要な財源確保方策の検討	-
(5－9) 財政収支の見通しの検討 財政見通しの妥当性の確認	-
(5－9) 検討結果のまとめ	-
(5－10) マクロマネジメントのレベルアップに向けた改善方策の検討	-
(5－11) 管理指標の方策検討	-
(5－12) 各種様式	-
(5－13) アセットマネジメントの検討に用いたすべての根拠資料 (すべての数値、計算式等がわかるようにすること)	-
(5－5) その他	-
<b>6. 施設再構築構想策定報告書</b>	<b>3部</b>
(6－1) 基本事項の整理	-

(6－2) 将来の事業環境の予測	-
(6－3) 施設再構築構想の策定	-
(6－4) 施設整備基本計画に用いたすべての根拠資料 (すべての数値、計算式等がわかるようにすること)	-
<b>7. 施設整備計画策定報告書</b>	<b>3部</b>
(7－1) 施設整備計画等の策定に必要な現状の把握・情報整理	-
(7－2) 施設整備計画の策定及び(現行)耐震化計画の見直し	-
(7－3) 管路更新における優先順位付け	-
(7－4) 管路更新における検討事項	-
(7－5) 施設整備計画に用いたすべての根拠資料 (すべての数値、計算式等がわかるようにすること)	-
(7－6) その他	-
<b>8. 料金適正化計画策定報告書</b>	<b>3部</b>
(8－1) 現状の把握及び分析	-
(8－2) 財政シミュレーション	-
(8－3) 今後の経営の実績及び見通し	-
(8－4) 将来リスクの洗い出し	-
(8－5) 料金適正化計画の策定に必要な情報整理	-
(8－6) 料金適正化計画	-
(8－7) 料金適正化計画に用いた根拠資料 (すべての数値、計算式等がわかるようにすること)	-
(8－8) その他	-
<b>9. 各報告書概要版</b>	<b>10部</b>
(9－1) 净水場施設適正規模及び施設再構築構想報告書の概要	-
(9－2) (現行)我孫子市水道事業ビジョンフォローアップ及び (新規)我孫子市水道事業ビジョン策定報告書の概要	-
(9－3) アセットマネジメントの検討報告書の概要	-
(9－4) 施設再構築構想報告書の概要	-
(9－5) 施設整備計画報告書の概要	-
(9－6) 料金適正化計画策定報告書の概要	-
(9－7) その他、局が必要と判断した概要	-
<b>10. 水道事業運営審議会、議会等への説明資料作成及びパブリック・コメント業務支援</b>	<b>3部</b>
(10－1) 作成した資料	-
(10－2) その他	-

### 13. その他

- (1) 関係法令を遵守すること。
- (2) 本業務の目的を達成するために本水準書に疑義が生じた場合及び本水準書に定めがない場合は、局と協議し決定することとする。なお、特別な理由及び緊急を要する場合は、局の指示による。ただし、本水準書に記載されていない事項であっても、目的を達成するために当然必要と思われる事項については、受注者の責任において実施すること。